地域計画
実現とブラッシュアップ
第２版



1　はじめに
2　地域計画のブラッシュアップへ
3　地域計画の実現とブラッシュアップ　アクト８

アクト１	推進体制の構築
アクト２	計画の現状確認
アクト３	農地利用の意向把握
アクト４	話し合いの継続（協議の場への参加）
アクト５	目標地図の変更素案の作成
アクト６	実現に向けた取り組み
アクト７	ブラッシュアップに向けた取り組み
アクト８	地域計画の周知（地域への浸透）

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人　全国農業会議所

sample

1 はじめに

各市町村・農業委員会などの取り組みにより、令和７年４月末までに全国の約１万９千地区で「地域計画」が策定されました。

地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代へ引き継いでいくために策定されたものです。

しかしながら、話し合いが十分に行えず、又は話し合っても合意が図れずに、現況に近い、又は耕作者を特定できなかった地域計画を策定した地域も多いのではないでしょうか。約１万９千地区で地域計画が策定された一方で、しっかり話し合い、将来の受け手に農地を集約化することが出来た地区は約１割に過ぎません。

地域計画を振り返り、話し合いを継続して、目指すべき地域農業の姿を具体化して地域計画の完成度を高めること（数年かけて徐々に高めることを含む）が、地域計画の「ブラッシュアップ」です。地域計画は一度作ったら終わりではなく、継続的に柔軟に見直す必要があることから、地域計画のブラッシュアップ（完成度を高めること）が今後求められます。

同時に、農業委員会は引き続き、市町村、関係機関・団体及び農業者と協力しながら、描いた地域農業の将来を実現するために活動することが求められます。その中で、どのような視点を持って、どのようにブラッシュアップしていくのか、本書を通じてご理解して頂けたら幸いです。

sample

2 地域計画のブラッシュアップへ

地域計画は令和７年４月末時点で全国 1,615 市町村で 18,894 策定されましたが、農地の集約化が進展する目標地図は全体の 11％のみであり、現況地図にほぼ近い目標地図（45％）と将来の受け手が不在であることを明確化した目標地図（41％）を合わせると、約９割を占めています。農地でみると、全農地の 32％が受け手が位置付けられず、位置付けられた農業者の年齢や将来意向を踏まえれば、約７割（68％）の農地が 10 年後に受け手がいなくなる可能性があり、将来の農地利用が明確化されず、更なるブラッシュアップが求められる実態が明らかとなりました。

地域計画の策定状況（令和７年４月末時点）

項　目	確　定　値
策定市町村数	1,615 市町村 （策定予定：1,626 市町村）
策定された地域計画数	18,894 地区 （策定予定：19,605 地区）
地域計画区域内の農用地等面積	422.2 万 ha（100%）
うち　目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積	288.3 万 ha（ 68%）
うち　将来の受け手が位置付けられていない農地面積	**133.9 万 ha（ 32%）**

農用地等面積には畜舎・共同利用施設などの農業用施設面積が含まれます。

目標地図の状況（令和７年４月末時点）

項　目	確　定　値
目標地図数	18,894（100%）
①　将来の受け手に集約化	2,053（ 11%）
②　**現況地図にほぼ近い**	**8,536（ 45%）**
③　**将来の受け手が不足**	**7,690（ 41%）**
④　将来像の方向性はあるが、将来の受け手の特定を保留	198（ 1%）
⑤　その他 （将来の農地利用が確実な農地のみを区域設定等）	417（ 2%）

（資料：農林水産省「地域計画のブラッシュアップに向けて（令和７年 10 月）」をもとに作成）

令和７年５月９日から令和７年６月 13 日にかけて、農林水産省が地域計画を策定した市町村及び関係者を対象にアンケート調査を実施したところ、1,003 市町村及び 4,595 名の関係者から回答がありました。

アンケート結果を踏まえ、市町村及び農業委員会、都道府県ごとの今後の必要な取り組みは以下の通りでした。

市　町　村

- 将来の地域農業の在り方や目標地図をベースにした調整など、話し合いの目的やテーマを明確にした上で、出来る限り多く協議を開催
- 若者、女性や地域外の担い手など多様な関係者にも参加を呼びかけ、協議の場に参加する機会を確保
- 協議や話し合いの過程で、農業者などからの相談を確実に受けられる担当を明確化し、相談窓口として周知

農　業　委　員　会

- 地域の実情に応じて、農業委員会の役割を改めて明確化した上で、農地の出し手と受け手の意向把握を徹底
- 目標地図の実現に向け、農地バンクを通じた農地の集約化に必要な土地利用調整を実施

都　道　府　県

- 市町村などの取り組みを最大限にサポート
- 市町村間の連携を推進
- 地域外の担い手や農業参入者のリスト化
- 普及指導員による話し合いや産地づくりの支援

これらを集約して見えてきたものがあります。今後の具体的な取り組みは以下の通りです。

基本となる取り組み

- **地域農業の将来の在り方の再確認**
 例　幅広い関係者と農地利用の在り方を含めた地域農業の将来像を再度共有
- **出し手と受け手の意向把握**
 例　農業委員会による受け手不在農地の出し手（本人・家族）の意向把握
 例　所有者不明農地の検討
- **継続的な協議の実施**
 例　市町村による協議の開催（必要に応じて複数回）
 例　市町村や農業委員会による話し合いに未参加の関係者や地域外の担い手への参加の呼びかけ

＜地域の実情に応じた取り組み＞

- **新規就農者誘致に向けた取り組み**
 例　市町村や農業委員会による新規就農者誘致エリアの設定
 例　農地バンクやJAによるトレーニングファーム設置
- **担い手の受入に向けた取り組み**
 例　担い手の誘致エリアの設定
- **産地づくりに向けた取り組み**
 例　市町村やJA、都道府県による作物や栽培手法（有機農業など）に応じたエリアの設定
 例　農地バンクや土地改良区による基盤整備事業への取り組み、農地交換に係る話し合いの実施

これらの取り組みを通じて、担い手への農地の集約や受け手不在農地の解消などを行い、目標地図に反映（地域計画のブラッシュアップ）します。この目標地図に即して、農地バンクを通じ、権利設定・集約化していくことが期待されています。

農林水産省では、ブラッシュアップの必要性および市町村、農業委員会、都道府県の取り組みを提示した通知を令和７年９月30日に発出しました。

- 農林水産省経営局長通知「地域計画のブラッシュアップに向けた取組について」
- 農林水産省経営局農地政策課長通知「地域計画のブラッシュアップに向けた農業委員会の役割等について」

８頁からは農業委員会に求められる具体的な取り組みについて紹介します。

（参考）「地域計画のブラッシュアップに向けた取り組みについて」
（農林水産省経営局長通知）

地域計画のブラッシュアップの全国展開

地域計画の状況

○ **地域計画**は全国の**約１万９千地区**で策定（令和７年４月末時点）
○ 一方、しっかり話し合い、**将来の受け手に農地を集約化することができた地区**は、**約１割**
○ 地域計画は一度策定して終わりではなく、**継続的に見直し、完成度を高める必要**

地域計画のブラッシュアップが重要

地域計画のブラッシュアップに向けた取組

[市町村]
○ **市町村が中心**となって、農業委員会、ＪＡ、土地改良区、農地バンク、都道府県等の**関係機関・農業関係者との推進体制等を整備**
○ 将来の地域農業の在り方や目標地図をベースにした調整など、**話合いの目的やテーマを明確化**した上で、できる限り**多く協議を開催**
○ 若者や女性、地域外の担い手、農業支援サービス事業者など**多様な関係者にも参加**を呼びかけ、**協議の場に参加する機会を確保**
○ **市町村内の部局を越えた横断的な体制を整備**し、農業者等からの相談窓口となる**担当を明確化**し周知

[農業委員会]
○ 農地の出し手と受け手の**意向を丁寧に把握**
○ 受け手が利用しやすいよう**土地利用調整を進め、目標地図の素案を作成**

[都道府県]
○ **地域外の担い手や農業参入者のリスト化、普及指導員が協議の場に参加できるよう配慮**し、地域の合意形成の**コーディネート役や地域の実情に応じた作物の導入の提案等による産地化に向けたサポート**など、市町村等の取組を**支援する体制を整備**
○ **市町村等とブラッシュアップの取組状況を共有**し、必要に応じて個別に**市町村等をフォローアップ**

農林水産省は全国の取組状況を取りまとめ都道府県へフィードバック

3 地域計画の実現とブラッシュアップ アクト８

地域計画の課題は地域ごとに異なるところですが、意向把握（更新）、協議の場への参加、目標地図の素案作成（更新）の取り組みが農業委員会に求められます。

ついては、地域計画の実現とブラッシュアップに向けて、８つの軸にまとめました。まずは**アクト１**から取り組んでみてはいかがでしょうか？

アクト１	推進体制の整備
アクト２	計画の現状確認
アクト３	農地利用の意向把握
アクト４	話し合いの継続（協議の場への参加）
アクト５	目標地図の変更素案の作成
アクト６	実現に向けた取り組み
アクト７	ブラッシュアップに向けた取り組み
アクト８	地域計画の周知（地域への浸透）

sample

アクト１　推進体制の整備

令和７年度以降の地域計画の取り組みの第一歩は推進体制を決めることです。市町村が地域計画の実現に向けた活動や役割分担、スケジュールなどを決める際に、農業委員会は連携するとともに、とりわけ、進捗状況や課題を定期的に共有する体制の構築に協力することが求められます。市町村や関係機関などの間では、事前に次の内容を決めておくことが大切です。

検討内容の例

① **地域計画のブラッシュアップに必要な取り組み**
② **各機関等の役割分担**
③ **地域計画の実現に必要な取り組み**
④ **取り組みのスケジュール**
⑤ **現場活動の取り組みを強化する支援事業の活用**

地元の農業者はもちろんのこと、地域の既存の組織や協議会などとも連携して、取り組むことが必要になります。特に、地域計画ごとに、そのブラッシュアップや実現の推進主体を明確化して、市町村や関係機関などと連携して、推進する体制の整備を働きかけることがとても重要です。

sample